

令和7年度「第8回全国安全指導員連絡会」報告書

令和7年11月30日（日）13：00～16：00

令和7年度「第8回全国安全指導員連絡会」は、WEB（ZOOM）によるビデオ会議形式で開催された。今年度もより多くの指導者に参加していただくよう各都道府県に最大5名まで参加可能な旨を案内して、全国安全指導員連絡会を開催した。

（司会 小宮委員）

○会長挨拶（全日本柔道連盟 会長 中村 真一）

中村会長より挨拶があった。

これまで、本連盟では重大事故の根絶指導の徹底を推進してまいりました。

本連盟では、2014年に重大事故総合対策委員会を専門委員会として設置いたしまして、医科学委員会、審判委員会をはじめ他の委員会と連携をし、事故防止、安全指導の徹底など重大事故根絶に向けて活動を続けてまいりました。

本会もその取り組みの1つとして、毎年定例で開催され、今回で第8回目を迎えております。各加盟団体のご協力のもと、近年、重大事故は減少傾向にありますが、コロナ禍以降、頭部、頸部の重大事故の報告が増加していることに、連盟としても危機感を強めているところ です。

今年度も準重大事故が1件発生しており、脳しんとう等の頭部事故も多数報告されております。各加盟団体におかれましては、こうした現状に鑑み、一層事故防止及び安全指導の徹底をよろしく願います。

昨年、スポーツ団体ガバナンスコードの改定に伴い、本連盟では柔道事故防止に向けた安全管理規程を制定いたしました。スポーツ界においてもコンプライアンスとガバナンスの強化、徹底は絶対に欠かすことのできない最重要課題ではありますが、それがひいては事故防止につながります。

本日は、日本スポーツハラスメント zero 協会理事の佐伯様の「スポーツハラスメント防止に関する講義」を予定しております。佐伯様にはわざわざスペインからのご参加ということで感謝申し上げます。他のスポーツ団体がどのようにハラスメントや事故防止の取り組みを行っているのか参考にさせていただければと思っております。

結びになりますが、柔道界にとって柔道人口の拡大と事故防止の徹底は切っても切れない車の両輪であります。最重要課題として取り組んでまいりたいと思います。

本日の連絡会が充実した有意義な機会となることを期待しております。

○開催趣旨（全日本柔道連盟 重大事故総合対策委員会 委員長 磯村 元信）

本連絡会の趣旨は、全国加盟団体の事故防止の取り組みの地域格差をなくし、効果的な安全指導を普及することで「重大事故ゼロ」を目指すことにあります。

コロナ禍以降、多くの方々に参加していただくことを狙いとして、ウェブ会議で開催することとなりました。本日も年末のお忙しい中、109名という参加をいただいております。本日の会議が充実したものになるようご協力をよろしくお願いいたします。

さて、皆様のご協力、ご尽力により、近年重大事故は減少傾向にありますが、コロナ禍以降、頭部、頸部の重大事故が増加傾向にあり、今年度は、現在までに、頭部、頸部の事故が26件報告されております。そのうちの1件は、中学生初心者の急性硬膜下血腫による準大事故となっております。各加盟団体におかれましては、一層の事故防止及び安全指導の徹底をよろしくをお願いをしたいと思います。

本会では、毎年全国柔道事故被害者の会代表倉田様のご講演をお願いしているところです。また他のスポーツ団体の先進的な考え、取り組みを参考にするために、昨年度は信州大学講師の田村謙太郎様の日本ラグビー協会における安全の取り組みを行いました。本日は、「厳しい指導という名のスポーツハラスメント」というテーマで、日本スポーツハラスメント zero 協会理事の佐伯夕利子様のご講演を予定しております。

佐伯夕利様はスペインのプロサッカーチーム「ヴィジャレアル CF」「日本スポーツハラスメント zero 協会理事」「Jリーグ元、常勤理事」として女性として初めてスペインの国内最高の指導者資格を取得され、スペインプロサッカー史上初の女性監督も経験されております。現在は、雑誌への寄稿や書籍、講演等でスポーツ指導やハラスメントについて啓発活動をされておられます。

また最後の質疑応答ですが、前回の連絡会の要望事項でもある審判や指導者に関わる質疑、質問事項に対応するために、本日も審判委員会の大迫委員長、指導者養成委員会の木村委員長にもご出席をいただいております。この機会に皆様から忌憚のないご意見やご質問をお受けしたいと思います。

本日の連絡会が、重大事故の根絶に向けた有意義な機会となることを期待しております。それではよろしくお願いいたします。

1. 柔道事故の現状とスポーツを取り巻く環境の変化

（重大事故総合対策委員会 委員 松永 大吾）

重大事故総合対策委員会、医科学委員会兼任の松永委員による「過去10年間の柔道重大事故の状況」をスライドを用いて下記の内容を解説した。

① 2011年以降の重大事故の発生状況

- ・2011年以降しばらく重大事故はなかったが、2015年以降、再び重大事故・死亡事故が断続的に発生

・過去 10 年間で重大事故：19 件、死亡事故：7 件、準重大事故：39 件

② 年代別・主な事故の特徴

【中学 1 年生・高校 1 年生】

- ・初心者が多く、事故が最も集中
- ・体格差・技能差のある相手との投げ込み、約束練習、乱取りで発生
- ・主な技：大外刈、袖釣込腰、払腰、内股（特にダイビング）
- ・頭部から畳に突っ込むことで、急性硬膜下血腫・脳損傷・頸髄損傷

【小学生】

長時間練習後の事故が近年増加している。初心者が疲労困憊状態で、投げ込み、乱取り、首を巻き込む形の投げ、絞め技・絞め落ちの見逃し、小学生同士、または年上との練習で、急性硬膜下血腫、頸髄損傷、死亡事故も発生。

【中高年・社会人】

久しぶりの練習・試合参加で払腰・背負投などで投げられ、急性硬膜下血腫、不整脈、死亡事故も複数発生。

③ 技術・状況別に多い事故要因

特に危険と指摘されたもの

- ・内股のダイビング
- ・体格差のある相手との大外刈
- ・袖釣込腰・払腰での倒れ込み
- ・ヘッドディフェンス的動作
- ・意図的でなくても頭から畳に垂直に落ちるケース
- ・絞め落ちの見逃し（審判・指導者が気づかず長時間の継続）

④ 近年特に問題視されている点

- ・脳震盪の報告が急増
- ・現場では脳震盪か急性硬膜下血腫か判別できない。
- ・「様子を見る」は非常に危険
- ・投げ足・壁・床への衝突
- ・熱中症と事故の複合
- ・小学生の過密・長時間稽古
- ・ルール違反技が流れの中で起きてしまう

⑤ 社会的背景として指摘されたこと

- ・少子化の影響もあり体格差・技能差のある試合や練習
- ・部活動の地域移行に伴う指導者の質・数の問題
- ・責任の所在の曖昧さ
- ・保険・補償の不十分さ
- ・気候変動（猛暑）

- ・子どもの体力低下・格差拡大
- ・心理的問題・発達特性を持つ子どもの増加

⑥まとめ

「今まで大丈夫だった」は通用しない。指導者に求められるのは、「安全配慮義務」「危険回避義務」。正常性バイアス・経験則への過信を捨てる。常に、最悪の事態を想定して、早期中止・早期受診に努める。

勝利至上主義からの脱却、長期的育成、「柔道で人を育てる」視点が重要。

近年の柔道重大事故は、初心者・体格差・疲労・危険技・見逃し対応が重なって発生しており、年齢や熟練度を問わず「いつでも起こり得る事故」として、指導者の意識改革と具体的な安全対応が強く求められている。

2. 全国柔道事故被害者の会 講演（同会代表 倉田 久子 様）

柔道事故は個人の過失だけでなく、複数の防護壁が同時に破られた結果として起きており、事例を忘れず分析し続けることが、子どもたちの命を守る唯一の道であるとして、4つに分けた26例から講演をいただいた。

【1】学校体育（授業）における問題点

初心者ばかりの体育授業で試合形式や乱取りを行い、教員が全体を把握できない状況を作ることで、重大事故を招く最大の要因である。

① 初心者集団への試合形式・乱取り

体育授業では柔道経験者がほぼいない。柔道が好きでない生徒も強制参加であるにもかかわらず、試合形式、乱取りを行うこと自体に無理がある。

② 教員の監督不可能な指導形態

多人数クラスで複数試合同時進行、教員1人では危険な瞬間を見逃す、即時中止ができない。事故の瞬間を見ていないため、何が起きたのか判断できない。熱中症・頭部外傷・心臓震盪の区別がつかない。

③ 初期対応・救急要請の遅れ

「様子を見る」「自分一人で何とかしようとする」「保護者の判断に委ねる」→ これらはすべて誤った対応。

現在の常識：即時救急要請、複数人で対応、ためらわない判断

対応が遅れたことにより、死亡したケースもある。

【2】部活動における重大問題

部活動事例の多くが初心者、顧問不在、合宿、体調不良の見逃し、暴力・感情的指導であり、「事故」ではなく、事件（暴行・虐待・過失致死）と考えるべき事例が多数ある。

①合宿に特有の危険性

共通点

- ・親の目が完全に届かない

- ・疲労・脱水・熱中症が蓄積
- ・「せっかくだから」「思い出作り」という同調圧力
- ・体調不良を訴えにくい雰囲気

代表例

1994年 高校2年生男子

猛暑（35°C超）下での連日練習。水分制限という極めて危険な指導。

熱中症発症 → 翌日死亡

2002年 高校1年生初心者女子

合宿中に頭痛・食欲不振。最終日に参加を促され投げられ意識消失。

急性硬膜下血腫 → 11年後に死亡

合宿では通常以上の安全配慮が不可欠であるにもかかわらず、逆に安全が軽視されてい

た

②顧問・指導者による暴力的指導（事件）

特徴

- ・苦痛・拒否・泣き声の無視
- ・不必要な寝技・絞め技の継続
- ・コンクリートへの投げ
- ・感情を生徒にぶつける行為

代表例

2003年 高校1年生男子

監督が執拗に寝技・胸部圧迫。窒息状態で死亡。常習的な暴力指導。

2003年 中学1年生初心者女子

顧問不在。2年生男子キャプテンによる暴行。

急性硬膜下血腫 → 15年間意識障害後死亡

2004年 中学3年生男子

推薦を断ったことへの報復的指導。

絞め技で落とされ、重度脳障害。

2009年 中学1年生男子（持病あり）

配慮要請を無視

顧問自ら投げ、死亡。全身に打撲痕。

柔道衣を着ていても、畳の上でも、これは暴行であり犯罪である。

③顧問不在・管理放棄による事故

共通点

- ・顧問がいない状況での取り組み・投げ込み
- ・初心者を経験者の練習相手にする

- ・異変に誰も気づかない／気づいても放置

代表例

2005年 高校1年生男子

眠気を訴える（重大な脳の危険サイン）

道場に一人残され翌朝死亡

2007年 高校1年生男子

校外活動後に体調不良

放置され、母親が救急要請

重度意識障害で18年以上介護

2008年 高校1年生初心者男子

入部1か月で体重差2倍の相手に投げられる

顧問不在

重度障害

顧問不在時に取り組みをさせること自体が重大なリスクである。

④「頭を打った後」の再参加が招いた死亡事故

共通点

- ・すでに頭部外傷歴あり
- ・医師・顧問ともに危険性を正しく理解していない、セカンドインパクトシンドローム

代表例

2010年 中学1年生男子

急性硬膜下血腫後に復帰

半月後、受け身練習中に再発

死亡

2011年 高校1年生男子

頭痛が続く中で参加許可

大外刈りで受傷 → 死亡

2015年 中学1年生女子

前日の頭部打撲・頭痛

翌日投げ込みで死亡

「少量出血」「様子見」は最も危険

⑤勝利至上主義が生んだ重大障害

相手の安全より「勝つための指導」、顧問の指示による極めて危険な技

結果：頸椎脱臼・四肢麻痺

指導者の価値観そのものが事故を生んでいる事例。

⑥部活動事故に共通する本質的問題

- ・初心者への乱取り・投げ込み

- ・体格差・技能差の無視
- ・顧問不在
- ・暴力的・感情的指導
- ・体調不良を訴えられない雰囲気
- ・頭部外傷・脱水・熱中症の複合
- ・医師・指導者の知識不足
- ・「今まで大丈夫だった」という正常性バイアス

部活動における柔道事故の多くは偶然ではなく、管理放棄・暴力・無知・同調圧力が重なって起きた「防げた事故・防ぐべき事件」である。

【3】道場における重大事故

道場で起きた重大事故・死亡事故には、学校部活動とは異なる、固有の危険性、深刻な問題が見られます。

道場事故に共通する本質的要因

① 指導者の問題

- ・資格・医学知識の不足
- ・力加減ができない
- ・感情を抑制できない
- 子どもの異変を軽視・無視

② 指導内容の問題

- ・危険な変則技
- ・初心者への投げ込み
- ・体格・技能差を無視
- ・長時間・過密・過酷な練習

③ 組織・文化の問題

- ・過去の事故を教訓化していない
- ・暴力や危険指導を許容する体質
- ・外部からのチェックが働かない

多くは「事故」ではなく柔道という形を取った事件 と評価される内容です。

主な事例と問題点

中学1年生男子（2007年6月）

※事故ではなく、組織的な問題による「事件」と捉えるべき事例

- ・上級生による変則的な大外刈
- ・頭部強打後も「大丈夫」として練習続行
- ・再度投げられ意識消失
- ・明らかな意識障害を熱中症と誤認し放置
- ・翌月、急性硬膜下血腫で死亡

問題点

- ・危険な変則技を教えていた
- ・頭痛という重大な警告サインの無視
- ・緊急対応の欠如
- ・過去にも同様の事故・暴力事件がある道場の体質

小学6年生男子（2008年5月）

※裁判で「知らなかった」は免責にならない事例

- ・初心者に対し、対格差を無視した全力投げ
- ・頭部を直接打たなくても加速損傷で急性硬膜下血腫
- ・重度障害が残存
- ・裁判で「無知だった」と主張

判決の要旨

・加速損傷を知らなくても体格差・力量差を考えた力加減をすれば危険は予見できた。指導者としての注意義務違反

小学1年生男子（2010年11月）

- ・指導資格のない人物が指導
- ・体重差約3.5倍の大人が20分間反復投げ
- ・子どもの反応低下を見逃し続行
- ・怒り・感情による暴力的行為
- ・急性硬膜下血腫で死亡

本質

- ・柔道の形を借りた暴行事件
- ・知識不足+感情コントロール不能
- ・指導者として完全に不適格

小学4年生男子（2019年1月）

- ・入門3か月の初心者
- ・経験6年・体重差のある相手と投げ込み
- ・内股で頭部打撲 → 急性硬膜下血腫
- ・半身麻痺が残存
- ・前日深夜まで練習、当日も長時間拘束
- ・同年の関連事例：

小学5年生男子（同年9月）

- ・大外刈で死亡、いずれも過酷な長時間練習が背景

※この事例を受け、少年柔道の練習時間を2時間以内とする全国的規制が導入

【4】発達障害のある生徒に関わる事例

発達障害のある子どもは、動作習得に時間がかかる。危険認知・自己申告が難しい。疲労や不調を我慢してしまうことが多い。経験年数があっても「初心者として扱う必要」があるにもかかわらず、一般生徒と同一基準で指導され、重大事故が多発している。

代表的事例

中学2年生男子（経験1年・ADHD）

- ・初段の相手との試合形式練習
 - ・背負投を受け 上腕骨骨折
 - ・本事例は「骨折」だが、次の事例は実兄、兄弟とも発達障害・同校・同部活で事故
- 個人の問題ではなく指導体制の問題

中学3年生男子（経験2年1か月・ADHD）

- ・体重差2.4倍の相手
- ・大外刈で頭部打撲

頭痛を訴えるも副顧問が熱中症と誤認し救急要請せず

→急性硬膜下血腫・脳挫傷

命は助かるも高次脳機能障害が残存

中学1年生男子（初心者・発達障害）

- ・初段の3年生との投げ込み練習
- ・大外刈で投げられ意識消失

顧問は気づかず意識障害の生徒を部員に引きずらせた。

→びまん性軸索損傷・急性硬膜下血腫

当該部は事故多発、いじめの存在も確認

中学2年生男子（経験2年・ADHD+ASD）

- ・団体戦で体重差24kgの相手
- ・膝下骨折 → 成長障害

この顧問は、1年半で9件の事故、6件で救急搬送。同年、弟も同顧問の体育授業で重度障害。兄弟とも発達障害・配慮生徒

教えることに、終わりはありません。

なぜ柔道で、これほど多くの子どもたちが命を落とし、あるいは重い障害を負わなければならなかったのか。その問いから、私たちは決して目を背けてはなりません。

柔道事故は、決して偶然に起きたものではありません。先輩や経験者によるいじめや虐待、勝利至上主義、誇りや体面を優先する風潮、無知や慢心、そして「自分のところでは起きない」という正常性バイアスが重なり合い、小さな命、若い命が軽んじられてきました。最初の死、二番目の死を重く受け止めず、同じ過ちを繰り返してきたことこそが、柔道事故の本質です。

事故の多くは、単一の原因ではなく、複数の要因が重なって発生しています。指導者の不在、初心者や体格差への配慮不足、過酷な練習、受け身が不十分な段階での試合形式練習、

体調不良や頭部打撲の見逃し、保護者と学校との情報共有不足、事故や脳外傷に関する知識不足、そして緊急時の判断の遅れ。これら一つ一つが「防護壁の穴」となり、重なったときに重大事故へと至ってきました。逆に言えば、これらの要因を一つでも二つでも取り除くことができているならば、回避できた事例は少なくありません。

特に、発達障害や特性のある子どもたちへの配慮不足は深刻です。保護者が事前に特性を伝え、配慮を求めているにもかかわらず、他の生徒と同一の指導を行い、事故に至った例が繰り返されています。柔道は本来、個々の特性に応じた指導が可能な武道であり、誰もが安全に学べる道があるはずで、それを実現するための知識と技能を持たない指導者が、無理に指導を続けることは許されません。

また、柔道の技は人を育てる力を持つ一方で、人を傷つけ、命を奪う武器にもなり得ます。未経験者や初心者に安易に技をかけること、締め続ける、投げ続ける、投げては引く、異変を放置する行為は、事故ではなく事件です。個人的感情や怒り、支配欲が介在した行為は、スイスチーズモデルやハインリッヒの法則では説明できず、明確に切り分けて考えなければなりません。

海外に目を向けると、フランスでは約 60 年前に柔道で死亡事故が 1 件発生したことを重く受け止め、政府主導で 380 時間以上の教育を必要とする国家資格制度を整えました。一方、日本では加速損傷の危険性を 30 年以上前から把握していながら、十分な対策が取られてこなかった現実があります。多くの犠牲が出て、ようやく動き始めるという体質が、命を奪ってきたのではないのでしょうか。

「想定外」という言葉で片付けてはなりません。一度起きた出来事は、すべて想定内です。情報を発信するだけでなく、それが現場に届き、理解され、行動に結びついているかを確認する仕組みが必要です。指導者だけでなく、保護者や子どもたちも含めて学び、共有し、共に見守る体制を築くことが不可欠です。

一方で、適切な判断と勇気ある決断によって命が守られた事例も確かに存在します。過去の悲劇を教訓とし、即座に救急要請を行い、出場や練習を止める決断をした指導者たちがいました。たとえ理解されず、恨まれることがあっても、命を守ったその判断は、柔道の指導者として、教育に携わる者として誇るべき行為です。

亡くなった子どもたちが直接、今の子どもたちを守っているわけではありません。実際に命を守っているのは、その場に立ち会い、迷いながらも正しい判断を下した大人たちです。命が救われた事例はニュースにならず、語られにくいだけで、現場には確かに存在しています。

被害者家族は、我が子の犠牲が無駄になることを望んでいません。理不尽な死を悼む思いは、確実に次の命を救っています。そのことを、どうか忘れないでください。

教えることに終わりはありません。学び続け、疑い続け、立ち止まり続けること。それこそが、柔道に関わるすべての大人に課された責任であり、未来の子どもたちへの約束なのです。

3. 「厳しい指導」という名のスポーツハラスメント

講演（佐伯 夕利子 様 ヴィジャレアル C.F.(一社)スポーツハラスメント zero 協会理事）

「厳しい指導という名のスポーツハラスメント」をテーマに、スポーツにおける指導のあり方を根本から問い直すことを目的とした講演を佐伯様より、長年スペインのプロサッカークラブで指導者として活動してきた経験を背景に、現在はスポーツハラスメントゼロ協会の理事としてご活躍中の佐伯様より、スペインよりスライドを使って講演いただきました。

(1) スポーツとは何か、誰のものか

スポーツと聞いて私たちが連想する言葉には、「楽しさ」「成長」「挑戦」「仲間」「尊重」「喜び」「感動」などがある。スポーツは本来、人を豊かにし、人生を前向きにする営みである。

スポーツに関わる人々は、選手、指導者、保護者、審判、医療関係者、運営者、メディアなど多岐にわたるが、その中心にあるのは常に「競技を行う主体である選手（アスリート）」である。スポーツとは、選手を中心に、周囲のすべての人がそれぞれの立場から安全と成長を支える構造で成り立っている。

したがって、選手以外の私たちの役割は、選手の尊厳を守り、安心して挑戦できる環境を整え、成長と幸福を支援することである。

(2) スポーツハラスメントとは何か

スポーツハラスメント zero 協会では、国際的な人権基準を軸に、スポーツハラスメントを次のように定義している。

「スポーツ環境における不適切行為全般であり、当該行為を直接または間接に受ける者が、自由な選択や機会を与えられない状態で、権利および尊厳を侵害される言動や行為」

この定義は固定的なものではなく、社会状況や法改正、時代の変化に応じて見直される前提で策定されている。しかし一貫しているのは、「日本の慣習」ではなく「国際的な人権基準」を基準にしている点である。

(3) 「厳しい指導」という言葉の危険性

日本のスポーツ現場では、「厳しい指導が必要だ」「自分たちは厳しい指導で強くなった」という言葉が頻繁に用いられる。しかし、世界のスポーツ科学、教育学、医学の文献を探しても、「厳しい指導」という指導理論やコーチングメソッドは存在しない。

ヨーロッパのサッカー界において、指導の厳しさが語られることはなく、あるのは「負荷管理」である。選手一人ひとりの身体状態をデータで把握し、怪我や故障のリスクを下げながら、最適な負荷を科学的に調整する。それが指導であり、追い込みではない。

一方、日本で「厳しい指導」として正当化されがちな行為の実態は、選手を否定する、無視する、排除する、恐怖で支配する、殴る、怒鳴る、強制する、といった人権侵害的行為である。これはスポーツの本質と真逆の行為であり、異常な状態だと言わざるを得ない。

(4) 厳しい指導が脳と心に与える影響

怒鳴られる、威圧されるといった体験は、脳にとって「生命の危機」として処理される。人はその瞬間、生存モードに入り、「闘う・逃げる・固まる（ファイト・フライト・フリーズ）」という反応しか取れなくなる。

この状態では、冷静な判断や学習は起こらない。慢性的なストレスは集中力や記憶力を低下させ、睡眠の質を下げ、免疫力を弱め、怪我のリスクを高める。さらに、楽しさや意欲といった感情も感じにくくなり、スポーツそのものが苦痛になる。

特に発達段階にある子どもや思春期の選手に与える影響は深刻で、恐怖や過剰な警戒を基盤とした脳の回路が形成されてしまう危険がある。

(5)「怒る」と「叱る」の違い

怒るとは、感情の発露であり、多くの場合、指導者自身の未処理の感情や過去の傷が投影された行為である。一方、叱るとは、本来、教育的コミュニケーションでなければならない。

叱ることが許されるのは、選手の存在や能力を否定するためではなく、危険行為、不適切な言動、努力を放棄する姿勢など、行為や態度に対して明確な理由を示し、成長を支援する目的がある場合に限られる。

存在を否定する言葉、能力や身体的特徴を貶める発言は、いかなる理由があっても叱責ではなく、ハラスメントである。

(6)指導者とはどのような存在か

指導者とは、選手の人生を豊かにする存在である。勝利やタイトルは結果の一側面にすぎず、指導者の本質的な評価は、人としてのあり方に基づいてなされるべきである。

どれほど優れた戦績を残していても、人権を軽視する指導者は「100点×0=0」である。競技成果だけで称賛される文化は、スポーツハラスメントを温存する要因となる。

(7)スポーツハラスメントについて考えるとは何か

スポーツハラスメントについて考えるとは、単に事例を学ぶことではない。それは、「自分はどのような人間であるか」を問い直す営みである。

指導者、親、審判、兄、父、社会人——私たちは多くの役割を持つが、そのすべての土台にあるのは「一人の人間としてのあり方」である。この基盤が崩れていれば、どの役割においても健全な関係は築けない。

(8)おわりに

スポーツハラスメント zero 協会は、ハラスメントのないスポーツ環境を実現することを目的としている。そして、日本のスポーツからハラスメントが本当になくなった時、協会は解散する覚悟で活動している。

健全な学習を通じて、誤った指導観を更新し続けること。それが遠回りに見えても、唯一の道であると信じている。

スポーツが、再び笑顔と希望に満ちた営みとなるために、私たち一人ひとりが問い続けることが求められている。

4. 審判委員会から（審判委員会 委員長 大迫 明伸）

全国安全指導連絡会の先生方へのお願いとルール動向について

全国の安全指導連絡会の先生方に、二点お伝えしたいことがあります。一つはお願い、もう一つは現在のルール改正の動向についての情報共有です。

(1)安全指導に関するお願い（映像教材の活用）

4年ほど前から、少年大会特別規定の中で特に分かりにくい部分を可視化するため、映像教材を作成してきました。

一つ目は、「無理な巻き込み」に関するものです。体格差のある選手間で行われる無理な巻き込みは、頭部打撲や鎖骨骨折など重大な事故につながる危険があります。ルール上はスコアを認めず、指導を与えることとされていますが、実際には投げが成立したとしてスコアが与えられてしまう事例がありました。これを防ぐため、「無理な巻き込みは認めない」ことを明確に示す映像を作成しました。

その後、一時的に改善が見られましたが、ここ1~2年、再び一部地域で無理な巻き込みが行われ、スコアを与えている審判がいるという報告を耳にしています。

二つ目は、寝技において、頸部や肩関節に危険が及ぶ場面に関するものです。審判が見て危険と判断した場合には、速やかに「待て」をかけることになってはいますが、どのような状態が該当するのかが分かりにくいという声がありました。そのため、具体的な危険場面を示した映像を作成しました。

これらの映像教材は、一度見ただけでは定着しません。ぜひ全国の審判講習会等において、繰り返し使用し、安全意識を「すり込む」形で活用していただきたいと思います。何卒よろしく願いいたします。

(2)ルール改正の動向について（情報共有）

明日、国際柔道連盟（IJF）の理事会が開催され、今年1月1日から施行された現行ルールの見直しが行われる予定です。日本からも案を提出していますが、どのような変更が決定されるかは、現時点では分かっていません。

最近の国際的な流れとして、寝技の攻防から立ち上がり、そのまま立ち技へ移行して攻防を続けることを、一定条件下で認める方向が進んでいます。これまでは、寝技から立ち上がった際に「顔と顔が向き合った状態（フェイス・トゥ・フェイス）」であれば攻防を継続できる、という考え方でした。しかし今後、相手が背中を向けた状態で立ち上がった場合でも、背後から捕まえて倒した場合にスコアを認める、という方向に進む可能性があります。

仮にこのルールが国際的に正式決定されたとしても、国内の少年大会、少なくとも少年大会特別規定においては、この動きをそのまま認めない方向で検討していきたいと考えています。

12月18日に全日本柔道連盟審判委員会を開催予定です。その時点では詳細な情報が入っていると考えられますので、状況を確認の上、速やかに対応を進めていく予定です。

引き続き、安全確保を最優先とした指導・審判へのご協力をお願いいたします。

5. 指導者養成委員会から（指導者養成委員会 委員長 木村 昌彦）

指導者として事故と向き合う姿勢と、柔道の本質について

事故について考えるとき、「明日は我が身」であり、同時に「明日は自分が指導する立場かもしれない」という意識を、すべての指導者が持たなければならないと考えています。

先ほども「バイアス」という言葉が多く出ましたが、「自分にはそんなものはない」と思っている人ほど、実は強いバイアスがかかっています。人は誰しも無意識の偏りを持っています。そのことを自覚できるかどうかによって、事故への対応や日常の指導の質は大きく変わってきます。バイアスを理解することが、安全指導の第一歩だと考えています。

現在、指導者養成ABCのテキストも新しくなり、こうした視点がしっかり盛り込まれています。改めて問いたいのは、「柔道とは何か」ということです。勝った、負けたという結果は、嘉納治五郎師範も述べているように“手段”であって、“目的”ではありません。

嘉納師範の著作を読むと、最も多く出てくる言葉は「特性」です。この「特性」とは、道徳性や倫理観に近いものであり、柔道の稽古を通して育まれる人間性のことです。それは即座に身につくものではなく、水が土にじわじわと染み込むように、時間をかけて涵養されるものです。この「涵養」という考え方は、学習指導要領にも通じる柔道の本質的な価値だと思います。

では、何のためにそれを育てるのか。それは、柔道に関わるすべての人が将来、幸せに生きていくためです。現在で言う「ウェルビーイング」を、嘉納師範は「精力善用」「自他共栄」という言葉で示しました。心身の力を最も有効に使い、自分だけでなく周囲の人々とともに人生を豊かにしていく——この理念こそ、私たちが指導者養成を通して次世代につなげていくべきものだと考えています。

指導者や連盟の役員は、今だけでなく「未来から柔道を託されている存在」です。将来にわたって、柔道がどのような文化として存在し続けるのか。その価値を高めていく責任があります。

そのためにも、これまで話題に上がってきたような内容を、講習の中にしっかりと組み込み、現場の指導と結びつけていきたいと考えています。しかし現実には、資格を取ることで自分が目的になってしまっている指導者も少なくありません。そこをどう改善していくかが、今後の大きな課題です。

今年度は、指導者講習の中で不適切な対応が見られた場合、直接電話をして指導を行うなど、踏み込んだ対応も行っています。それぞれの指導者が、自分の理解を深め、「子どもたちのために」「柔道を愛するすべての人のために」何ができるのかを真剣に考えることが重要だと思います。

何度も繰り返し出てきたことですが、子どもたちは「小さな大人」ではありません。発達段階や心身の特性を理解し、真摯に向き合う姿勢が、指導者には求められます。言葉の選び方一つ、態度一つが、子どもたちに大きな影響を与えることを忘れてはなりません。

最後になりますが、話しすぎないこと、言葉を慎重に選ぶことも、指導者として大切な資

質だと感じています。

今後ぜひ多くの質問や意見を出していただき、ともに学びを深めていければと思います。

6. 質疑応答

本連絡会の資料については事務局から一斉配布するとともに、請求のあったものは随時対応することが確認された。

まず、「大迫委員長が示した少年規定における無理な巻き込みの映像はどこで確認できるのか」という質問が出された。これについては、大会事業課事務局が詳しく、全日本柔道連盟のホームページから閲覧可能であるとの説明があった。(事務局注：審判委員会事務局(大会事業課)に確認したところ、連盟HPでは公開しておらず、22年9月に審判委員長から都道府県柔道連盟等に発信した文書にURLを付けて動画を送ったものであることが判明。)また、審判委員会や本委員会においても、無理な巻き込みを示す映像資料を作成・公開しており、言葉だけでは伝わりにくい危険な状況を映像で共有する重要性が強調された。現在は、絞め落としを含む重大事故につながる動作についても映像化を進めており、完成次第、活用してほしいとのことであった。

続いて、重大事故総合対策委員会から、小学生の首への危険行為や裏投げなど、近年報告されている事例について、全国的にどの程度厳しく対応・規制されているのかという問題提起がなされた。特に、有名選手の影響で危険性の高い技を模倣する小中学生が増えている現状について、全国的な共通認識や対応方針があるのかが問われた。

これに対し、千葉県からは現場の実感として、無理な巻き込みや背部を取ったままの試合継続などについて判断基準が曖昧で、大会によって対応に差があること、また小学生大会でも裏投げが公式記録に残っているケースが見られることが指摘された。基準の明確化が難しいことは理解しつつも、結果として流されてしまっている現状への問題意識が示された。

審判委員会からは、従来は規定の文章だけで判断していたため「どこからが無理な巻き込みなのか」が分かりにくかったが、その課題を解消するために具体的な映像を作成した経緯が説明された。映像では、釣り手を離して倒れた場合などを明確に「無理な巻き込み」と示し、審判が自信を持って「待て」をかけ、スコアを認めず指導を与えられるよう工夫されている。実際、試合前にこの映像を共有した大会では、無理な巻き込みが一切見られなかったという事例も紹介され、映像による「すり込み」と共通理解の重要性が強調された。

指導者養成の観点からは、更新講習の内容が刷新され、①ルール、②コンプライアンス(ハラスメント防止を含む)、③安全指導、④長期育成指針の4本柱で実施されていることが説明された。特に長期育成指針は、「目の前の勝利」だけを追い求める指導から脱却し、成長段階に応じた指導を行うための重要な基盤であり、すべての指導者に熟読を求めたいとの考えが示された。

埼玉県からは、事故報告が公表されているものの、原因分析や具体的な防止策が現場で活用しにくい形にとどまっているのではないかという問題提起がなされた。個人情報への配慮が必要であることは理解しつつも、現場での説得力ある指導につなげるため、より踏み込んだ分析や傾向の提示を望む声が上がった。

これに対し、本委員会からは、報告は提出された事例に限られること、個人情報や管轄の問題により詳細な把握が難しいケースが多いことが説明された。また、事実確認を進める過程で、関係者が「取り調べのように感じる」ことで十分な情報が得られない場合や、映像資料が消失してしまうなど、真相究明の限界がある現状も率直に共有された。その中でも、頭部外傷の事故が増加しているといった傾向分析を糸口に、可能な範囲で再発防止策を講じていく姿勢が示された。

本会を通じて、地域差や現場の実態を率直に共有することが、改善への第一歩であるとの認識が共有された。今後も疑問点や課題を積極的に出し合い、全国的な安全指導の質を高めていくことの重要性が確認された。

○「第8回全国安全指導員連絡会」アンケート

連絡会后、各都道府県へ「第8回全国安全指導員連絡会」のアンケート調査を実施。34の都道府県より49件の回答があった。

- ・WEB開催は良いが、音声聞き取りにくく、共有画面も乱れていた等の不具合に関する報告が多くあった。
- ・参考になった、スポハラについて来年も行っていきたい、再認識できた等、肯定的な内容が多く寄せられた。

以上